

毎週 月・水・金曜日発行

熊本県公報

目次

規 則

熊本県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則

(住宅課)

熊本県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

(漁政課)

規 則

熊本県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則をここに公布する。

平成十三年十二月七日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第四十四号

(趣旨) 熊本県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則

第一条 この規則は、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十五号）第四条第二項の規定に基づき、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第九条に規定する高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿（以下「登録簿」という。）の閲覧に関し、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧所)

第二条 登録簿の閲覧所（以下「閲覧所」という。）は、土木部住宅課内に置く。

(閲覧時間)

第三条 登録簿の閲覧時間は、午前九時三十分から午後四時三十分まで（正午から午後一

時までを除く。）とする。

(閲覧所の定期休日)

第四条 閲覧所の定期休日は、熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第十号）

第一条第一項各号に掲げる日とする。

(閲覧所の臨時休日等)

第五条 知事は、登録簿の整理その他必要がある場合は、臨時に休日を設け、又は閲覧時間の短縮をすることができる。この場合においては、あらかじめその旨を閲覧所に掲示するものとする。

(持出禁止)

第六条 登録簿は、これを閲覧所の外に持ち出してはならない。

(閲覧の停止等)

第七条 知事は、次のいずれかに該当する者の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- 一 この規則又は係員の指示に従わない者
- 二 登録簿を汚損若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められる者
- 三 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年十二月七日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第四十五号

熊本県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

熊本県内水面漁業調整規則（平成七年熊本県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中、「同条第十二項」を「同条第十一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成十三年十二月

七本

日發
行刷

印刷所

熊本市国府四丁目一〇番地
株式会社
電話代〇九六二八六三三番社八

